

必ずお読みください！！

注 意 書

本件は岐阜地方裁判所多治見支部から岐阜地方裁判所本庁で取り扱うこととなり、事件番号が変更されています。

変更後の事件番号は、3点セット冒頭の「期間入札の公告」の右上に表示された事件番号(1から始まる5桁の番号・黄色部分)となります。

令和8年(ケ)第1●●●●号

期 間 入 札 の 公 告

令和8年▲月■日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

【入札手続きに関しては、次の事項にご注意ください。】

1) 入札にあたっては、前記記載の変更後の事件番号(1から始まる5桁の番号・黄色部分)を記載した入札書を岐阜地方裁判所本庁の執行官室に提出してください。

※物件明細書、現況調査報告書及び評価書に記載された事件番号(岐阜地方裁判所多治見支部の事件番号)を記載しないでください。

2) 入札保証金は、岐阜地方裁判所本庁あての振込依頼書(振込先が「ギフチサイ」となっているものに、前記記載の変更後の事件番号(1から始まる5桁の番号・黄色部分)を記載してください。)を利用し、岐阜地方裁判所本庁あてに振り込んでください。

誤って入札保証金を岐阜地方裁判所多治見支部に振り込んだ場合は無効となり、岐阜地方裁判所本庁に対して入札終了日までに別途振り込む必要がありますので、ご注意ください。

※誤って振り込まれた入札保証金の還付には、数週間を要する場合があります。

【入札に関するお問い合わせ】

岐阜地方裁判所本庁 執行官室 電話番号 058-262-5310(直通)

【事件の内容に関するお問い合わせ】

岐阜地方裁判所本庁 不動産競売係 電話番号 058-262-5217(直通)

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要なになります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月12日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 山 本 稔

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月 1日 午前 8時30分から 令和 8年 9月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月15日 午前10時00分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年10月 1日 午前10時30分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8年 9月29日 午前10時00分から 令和 8年 9月29日 午後 0時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月12日から当庁執行係書記官室（1階）に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | | |
|---|----|----|---------------------|
| 1 | 所 | 在 | 多治見市大藪町字八幡前 |
| | 地 | 番 | 989番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4.02平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 多治見市大藪町字諸家 |
| | 地 | 番 | 1241番15 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 147.45平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 多治見市大藪町字諸家 1241番地15 |
| | 家屋 | 番号 | 1241番15 |
| | 種 | 類 | 居宅 |
| | 構 | 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 | 面 | 積 |
| | | 1階 | 56.31平方メートル |
| | | 2階 | 48.02平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月25日

岐阜地方裁判所多治見支部

裁判所書記官 川 名 亜祐子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書を御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|---------------------------|-----------------|--|
| 1 | 所 在 | 多治見市大藪町字八幡前 | | |
| | 地 番 | 9 8 9 番 1 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 4. 0 2 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 多治見市大藪町字諸家 | | |
| | 地 番 | 1 2 4 1 番 1 5 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 1 4 7. 4 5 平方メートル | | |
| 3 | 所 在 | 多治見市大藪町字諸家 1 2 4 1 番地 1 5 | | |
| | 家屋 番号 | 1 2 4 1 番 1 5 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 5 6. 3 1 平方メートル | |
| | | 2 階 | 4 8. 0 2 平方メートル | |



令和 8年(ケ)第 5号
令和 8年 2月26日受理
令和 8年 4月16日提出

現 況 調 査 報 告 書

岐阜地方裁判所多治見支部

執行官 丹 羽 勝 久

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 多治見市大薮町字八幡前 |
| | 地 番 | 9 8 9 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4. 0 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 多治見市大薮町字諸家 |
| | 地 番 | 1 2 4 1 番 1 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 4 7. 4 5 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 多治見市大薮町字諸家 1 2 4 1 番地 1 5 |
| | 家屋 番号 | 1 2 4 1 番 1 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 6. 3 1 平方メートル
2 階 4 8. 0 2 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1, 2		
現況地目	☒ 宅地(物件 1, 2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地(物件 2)上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は、「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として占有・使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A	1 物件3建物には、現在、私が家族とともに住んでいます。 2 物件3建物に未登記付属建物はありません。 3 物件3建物に未登記増築部分はありません。 4 物件3建物に太陽光パネルは載っていません。 5 物件3建物はオール電化ではありません。 6 物件3建物に雨漏りはありません。犬は飼っていません。 7 物件1～3土地・建物を他の第三者に貸していません。 8 物件1，2土地の境界に争いはありません。 9 物置は私の物です。 (面接による聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見



- 1 物件1, 2土地は, 一体利用され, 北東側を道路に接し, 物件2土地上に物件3建物が建てられている。
- 2 物件3建物は, 現在, Aが家族とともに居宅として占有・使用しているものと思料する。
- 3 物件3建物には, 床の汚れや壁の汚れが見られた。
- 4 物件1, 2土地の双方に跨る土地の上に物置があるが動産である。
- 5 物件1～3土地・建物を他の第三者が占有している状況は認められない。
- 6 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

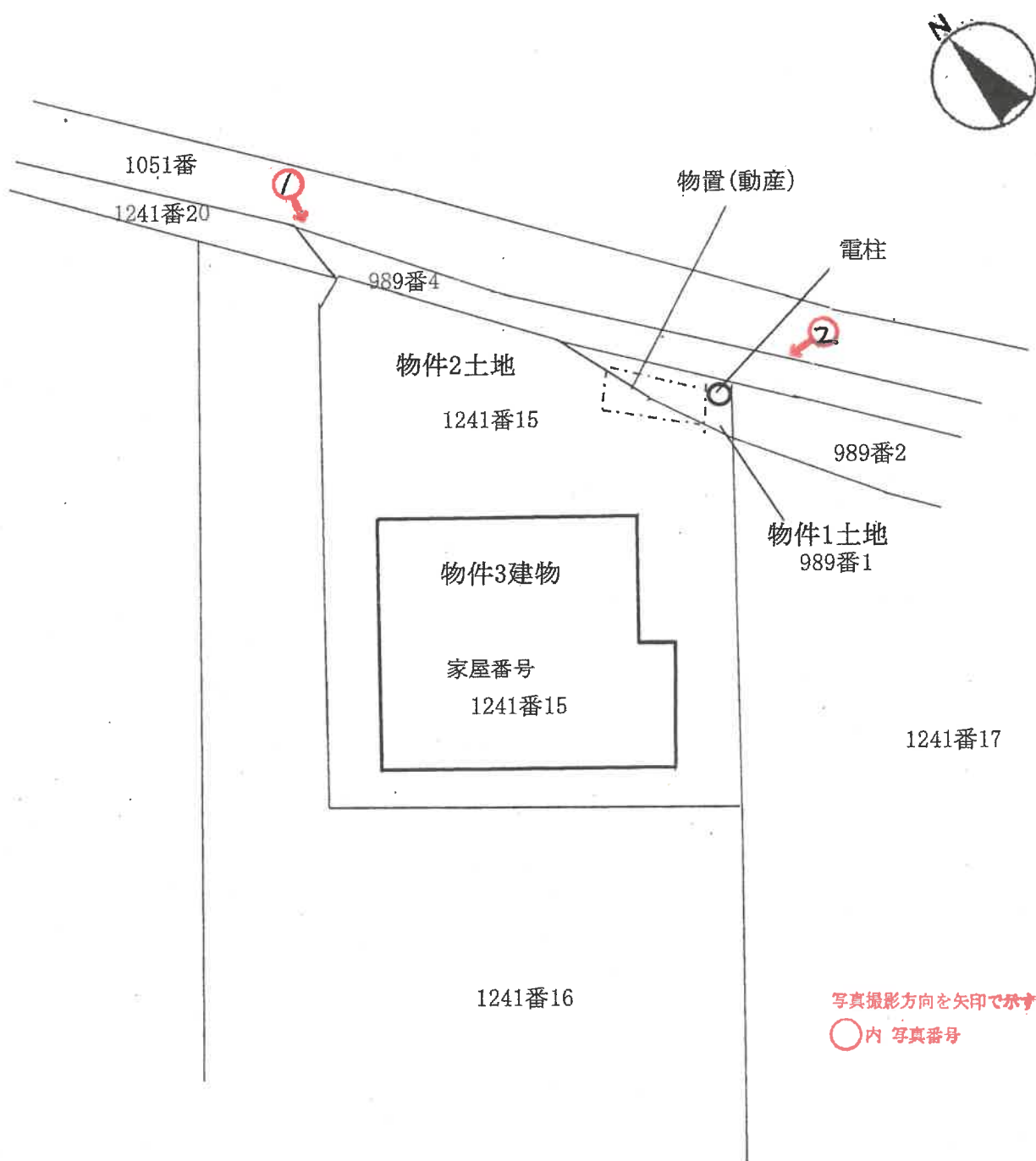
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月4日(水) 10:40-10:50	岐阜地方法務局	公図等の閲覧謄写 土地建物全部事項証明書申請
8年3月31日(火) 15:00-15:20	物件所在地	物件内外部調査 物件内外部写真撮影 A事情聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠が予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(概略)

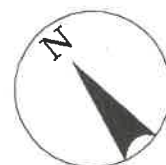
(現況と異なる場合、現況、優先)



建物間取図(概略)

(現況と異なる場合、現況、優先)

二階平面図



一階平面図



写真撮影方向を矢印で示す

○内 写真番号

写真 1



物置 物件 1 土地 物件 2 土地 物件 3 建物

写真 2



物件 3 建物 物置 物件 1 土地 物件 2 土地

写真 3



物件 3 建物 1 階室内

写真 4



物件 3 建物 1 階室内

写真 5



物件 3 建物 1 階室内

写真 6



物件 3 建物 2 階室内

写真 7



物件 3 建物 2 階室内

令和 8 年（ケ）第 5 号

令和8年3月31日 現地調査

令和8年4月17日 評 価

岐阜地方裁判所 多治見支部 御中

評 価 書

整理番号

キ第 8 1 6 5 号

発行日付

令和8年4月21日

評 価 人

不動産鑑定士

牧 野 信 人

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,710,000 円	
物 件 番 号	内 訳 価 格
物件1（土地）	金 20,000 円
物件2（土地）	金 730,000 円
物件3（建物）	金 960,000 円

- 1 一括価格は、物件[1～3]の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1.2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等		登 記	現 況	
1	所 在	多治見市大薮町字八幡前		概ね左記に同じ。	
	地 番	9 8 9 番 1			
	地 目	宅地			
	地 積	4. 02㎡			
2	所 在	多治見市大薮町字諸家		概ね左記に同じ。	
	地 番	1 2 4 1 番 1 5			
	地 目	宅地			
	地 積	147. 45㎡			
3	所 在	多治見市大薮町字諸家 1 2 4 1 番地 1 5		概ね左記に同じ。	
	家屋番号	1 2 4 1 番 1 5			
	種 類	居宅			
	構 造	木造スレート葺 2 階建			
	床面積	1 階	56. 31㎡		
		2 階	48. 02㎡		
		3 階			
		合 計	104. 33㎡		
番号	特記事項				

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 物件 1・2

位置・交通	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(直線距離)
※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。	J R	太多線	姫	北西方	640m
	バスタク	—	南姫事務所	北西方	850m
付 近 の 状 況	多治見市郊外、一般住宅等を中心とした住宅地域。				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分		市街化調整区域		＊下記特記事項参照
	用 途 地 域		用途地域指定無し		
	指 定 建 ぺ い 率		60%		
	指 定 容 積 率		200%		
	防 火 規 制		特になし		
	そ の 他 の 規 制		居住誘導区域外		
画 地 条 件	地 積		151.47㎡		
	間 口		約11.3m		
	奥 行		約14.1m		
	形 状		略台形(後掲地積測量図等参照)		
接 面 道 路 の 状 況	物件1土地及び物件2土地は一体利用されている。両土地は北東側で幅員約5m程度の舗装道路(多治見市道：912600線)に概ね0m～約1.5m程度高く接面する一方路地である。				
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1及び物件2土地は、一体利用された台形状の土地である。物件1土地は、極小の土地で、当該土地には、電柱が所在し、物件2土地とともに、物置(動産)の敷地として利用されている。また、物件2土地上には、物件3建物が認められる。				
供 給 処 理 施 設	上水道	■あり □引込可 □なし □不明 (特記事項のとおり)			
	ガス配管	□あり □引込可 ■なし □不明 (特記事項のとおり)			
	下水道	□あり ■引込可 □なし □不明 (特記事項のとおり)			
＊駅及びバス停…直線距離については、誤差が存することに注意されたい。また、バス停は、運行本数の縮小及びバス停の廃止等並びに運営主体の変更等があることに注意されたい。 ＊供給処理…下水道の本管が前面市道内に埋設されているが、宅地内に引込がなく、その使用が一度もなされていない。よって、上記表記は「■引込可」とした。いずれにしても、調査時点(市役所調査日：令和8年3月11日)のことであり、競売実施時点で変更がある場合があることに注意されたい。 ＊埋蔵文化財…多治見市教育委員会からの聴取によれば、物件1土地及び物件2土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。ただし、当該土地の周辺では周知の埋蔵文化財包蔵地(大藪八幡前遺跡)が認められる。将来的に造成等土木工事等から文化財等の存在がないとは言い切れない。その際の発掘調査その他の手続きについては、多治見市教育委員会に照会されたい。 ＊土壌等汚染等…旧来からの既成住宅地という土地履歴及び古い住宅地図の閲覧等から、特に土壌等汚染を惹起させる可能性を有せ					

特 記 事 項

ず、関係機関からの聴取でも、土壌汚染の可能性は低いですが、検査を実施しておらず、詳細は不明である。また、地中残置物についても、同様と考えられる。

*第2種地区(市街化調整区域)…物件1土地及び物件2土地は、市街化調整区域内に存する一方、第2種地区に指定されている。第2種地区では、①第二種低層住居専用地域と同様の用途制限 ②高さ制限10m③建蔽率60%・容積率200%等の規制がある。

*災害等…物件1土地及び物件2土地は山際に所在しており、当該土地は該当していないが、周辺では、土砂災害特別警戒区域の指定が認められるほか、土砂災害警戒区域が近接している。（「ぎふ 土砂災害警戒情報ポータル」閲覧日：令和8年4月17日）

2 建物の概況及び利用状況

物件 3

区 分		
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）	平成10年2月25日
	経 過 年 数	約28年
	経済的残存耐用年数	一 年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディング等
	内 壁	クロス、ボード等
	天 井	クロス、ボード等
	床	フロアリング、畳等
	設 備	電気・給排水・衛生等
	そ の 他	特になし
床面積(現況)	現 況	104.33㎡
	増 改 築 の 有 無	増築はない
現況用途等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添「建物間取図(概略)」のとおり
建物の品等	総 合	劣る
	使 用 資 材	普通
	施 工	普通
保守管理の状態		劣る
建物の利用状況		別冊「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項		*アスベストの吹付け等は、その規制について段階的に厳しくなってきた経緯があり、建築時期等から、そのリスクは少ないと推認される。ただし、アスベストの建材使用については、専門機関の検査を実施しておらず、不明で、健康被害及び解体時の割増費用等の発生があることを注意されたい。 *建物調査は、目視を前提としており、床下等のシロアリ被害等の有無は、未調査であるため、不明である。 *建物の耐震性については、新耐震基準(昭和56年6月1日)以後の建築である。 *建物内部全体に汚れが認められ、特に内壁等に付着した汚れは目立つ。その他、別冊「現況調査報告書」記載を確認されたい。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2 (土地)

目的土地及び目的外土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格 差	地 積 (㎡)	建 付 減 価	建 付 地 価 格 (円) 千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ=オ
1	15,900	0.970	4.02	1.00	62,000
2			147.45	0.97	2,206,000
			151.47	計	2,268,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 多治見-12

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
14,100 (円/㎡)	$\frac{99.0}{100.0}$	$\frac{100.0}{101.0}$	$\frac{100.0}{87.0}$	= 15,900 (円/㎡)

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 公示地等と標準画地との要因格差である。

◇地域格差 : 地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差 : 一団の目的土地と標準画地との要因格差である。

(規模等)	(形状等)	(方位)	(災害発生)	相乗計
0%	-1%	0%	-2%	97.0%

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地の適応の状態等を考慮。

② 物件3 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円) 千円未満四捨五入 ア×イ×ウ＝エ
3	186,000	104.33	3.00%	582,000
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	観察法現価率	採用現価率
3.00%	3.00%	3.00%	3.00%	3.00%
経過年数	28年	経済的残存耐用年数	0年	

ア 再調達原価：標準的な再建築費（単価）である。

イ 延床面積：登記事項証明書記載延床面積

ウ 現価率：定率法現価率＝残価率[累乗]（経過年数/経済的耐用年数）

定額法現価率＝1-（1-残価率）×（経過年数/経済的耐用年数）

観察法現価率＝対象不動産の機能、維持管理、補修状況等を実態調査の上で判定する

物件3建物は耐用年数満了しており、残価程度と判断した

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格等を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) 千円未満四捨五入 ア×イ=ウ
1	62,000	0.45	法定地上権	28,000
2	2,206,000	0.45	法定地上権	993,000
合計				1,021,000

イ. 物件1及び物件2の土地利用権等を法定地上権と判断し、その割合を45%とした。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円)	占有 減価修正	市場性 修正	競売市場 修正	評価額 (円) 万円未満四捨五入 (ア+イ)×ウ×エ ×オ
	ア (1①オ、1② エ)	イ (2①ウ)	ウ	エ	オ	
1	62,000	-28,000		100.0%	60.0%	20,000
2	2,206,000	-993,000		100.0%	60.0%	730,000
3	582,000	1,021,000	100.0%	100.0%	60.0%	960,000
一括価格 (合計)						1,710,000

ウ. 特に占有に基づく減価の必要性は認められない。

エ. 有効需要の減退させる市場性減価はないと判断した。

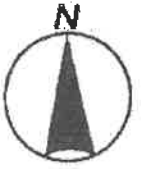
オ. 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査	多治見一12
(所 在)	多治見市大針町字起477番1
(価 格)	14,100 円/㎡
(位 置)	太多線 姫駅 約1.6km
(価格時点)	令和7年7月1日
(地 積)	261 ㎡
(供給処理)	水道、下水
(接面街路)	東 3.5m 市道
(用途指定等)	市街化調整区域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
(地域の概要)	農地が見られる中に農家住宅、一般住宅が散在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 目的物件等の位置図
- 2 公図写・地積測量図写・建物図面写
- 3 土地建物位置関係図（概略）
- 4 建物間取図（概略）
- 5 写真

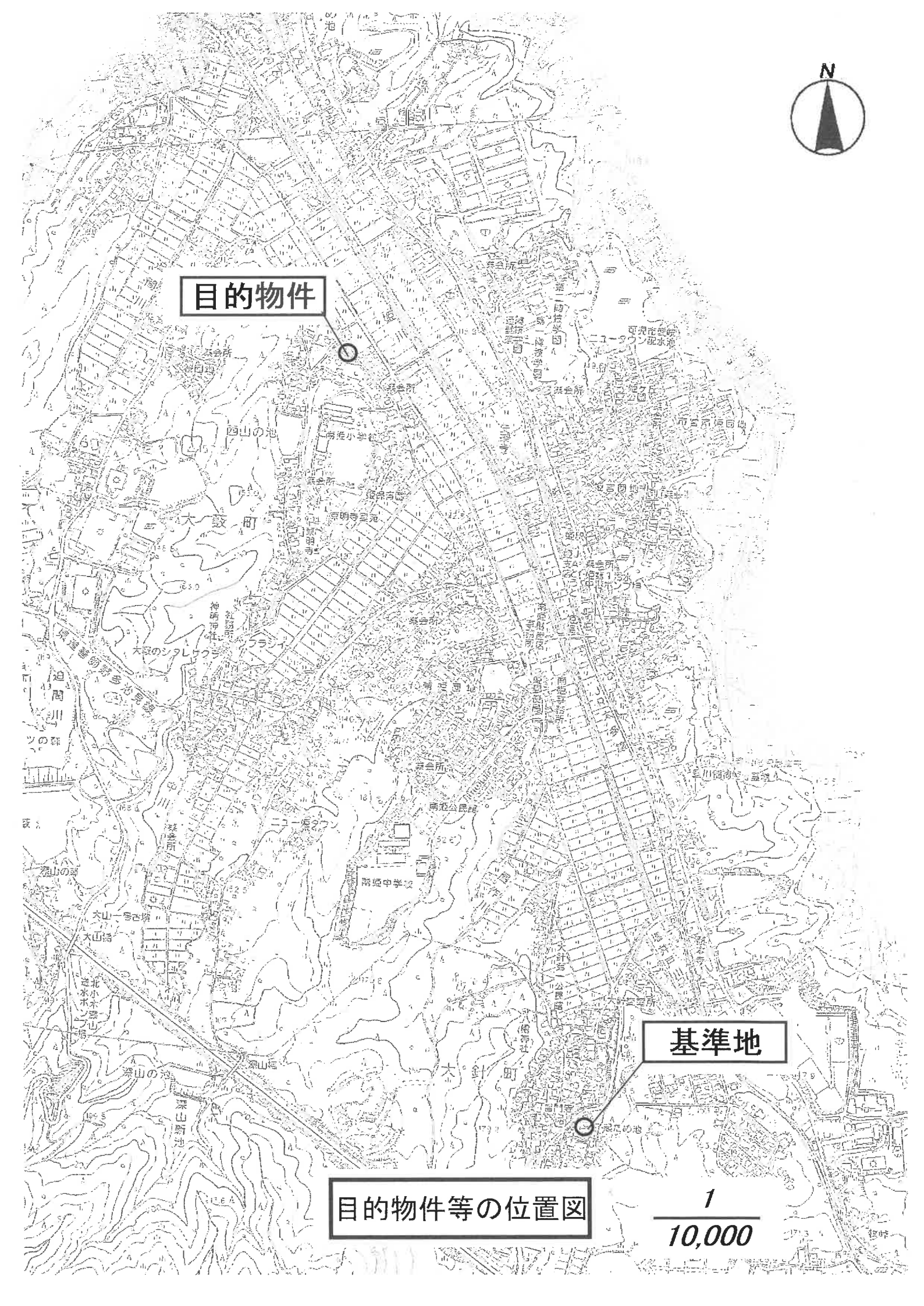


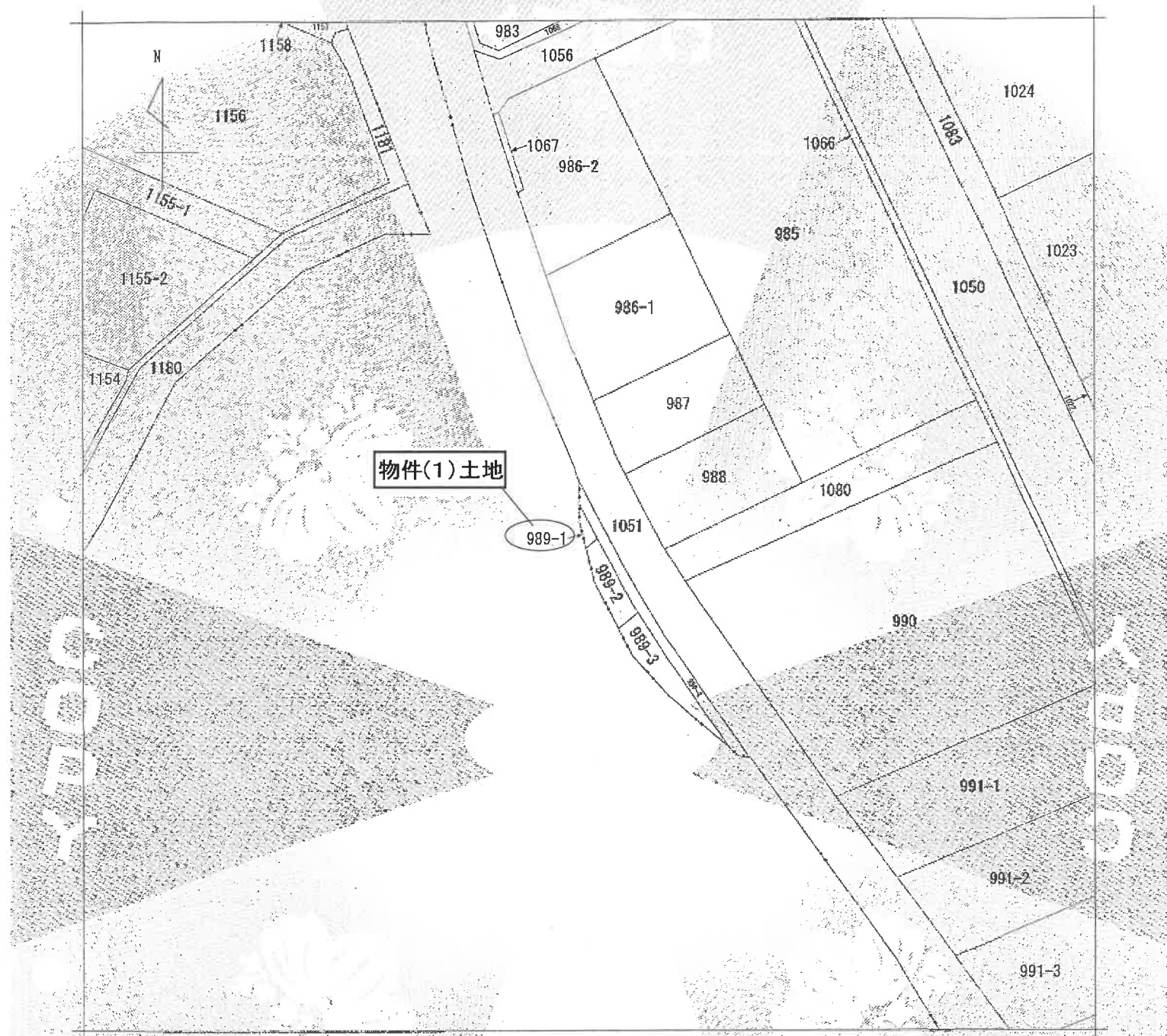
目的物件

基準地

目的物件等の位置図

1
10,000





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	多治見市大森町字八幡前			地番	989番1		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和53年8月2日	補記事項	土地改良所在図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方法務局多治見支局管轄)

令和8年3月4日

岐阜地方法務局

登記官

請求番号：9-1

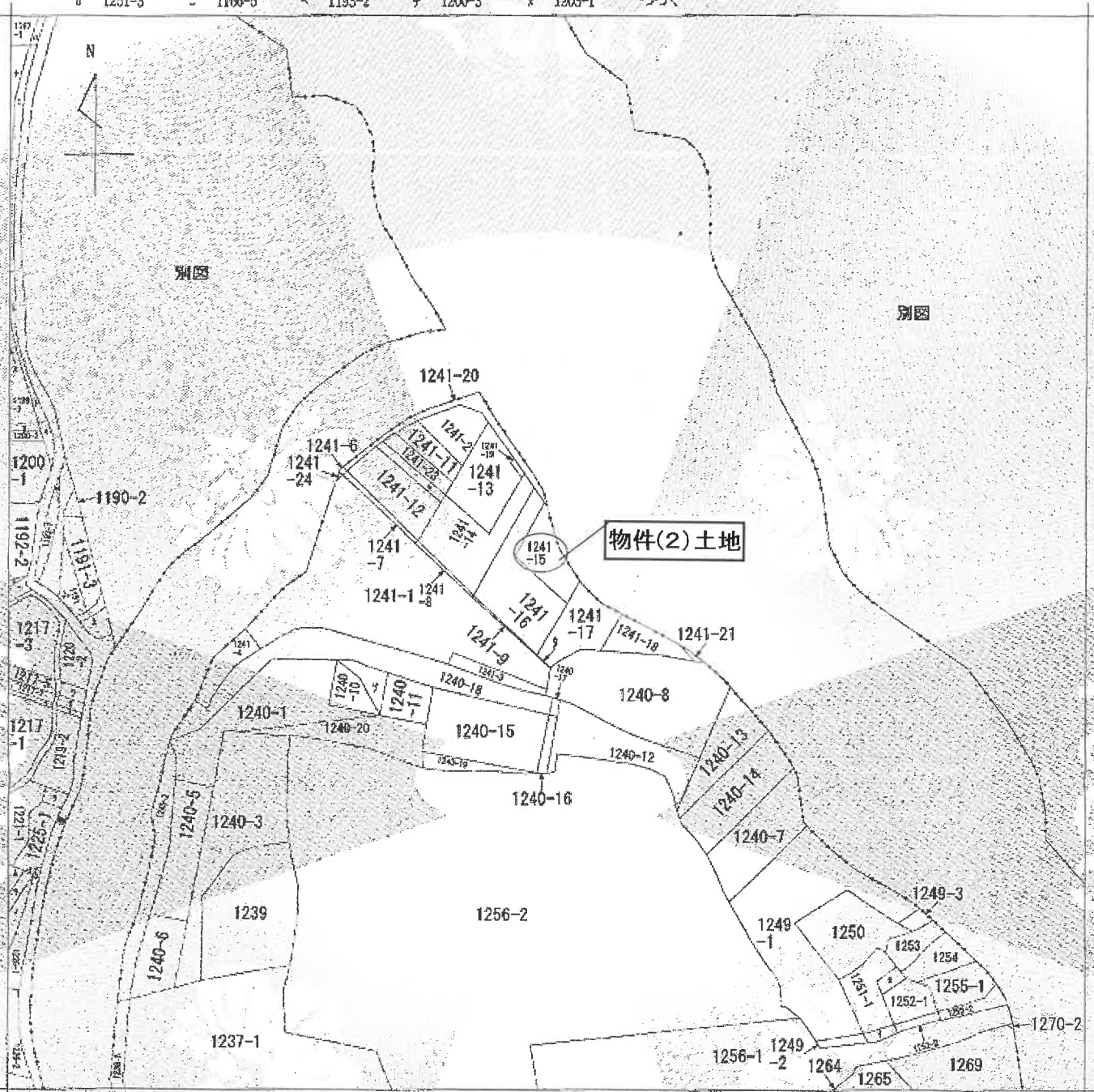
(1/1)

A4版に縮小

公図写

公用

1 1251-2 2 1167-2 3 1163-2 4 1199-2 5 1201-2 6 1203-2
 0 1251-3 1 1166-5 2 1193-2 3 1200-3 4 1203-1 5 つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	多治見市大森町字諸家				地番	1241番15			
出方縮	1/1000	精度区	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)					補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方務局多治見支局管轄)

令和8年3月4日

岐阜地方務局

登記官

請求番号：9-3

(1/2)

A4版に縮小

公図写

公用

登記年月日：平成8年10月4日

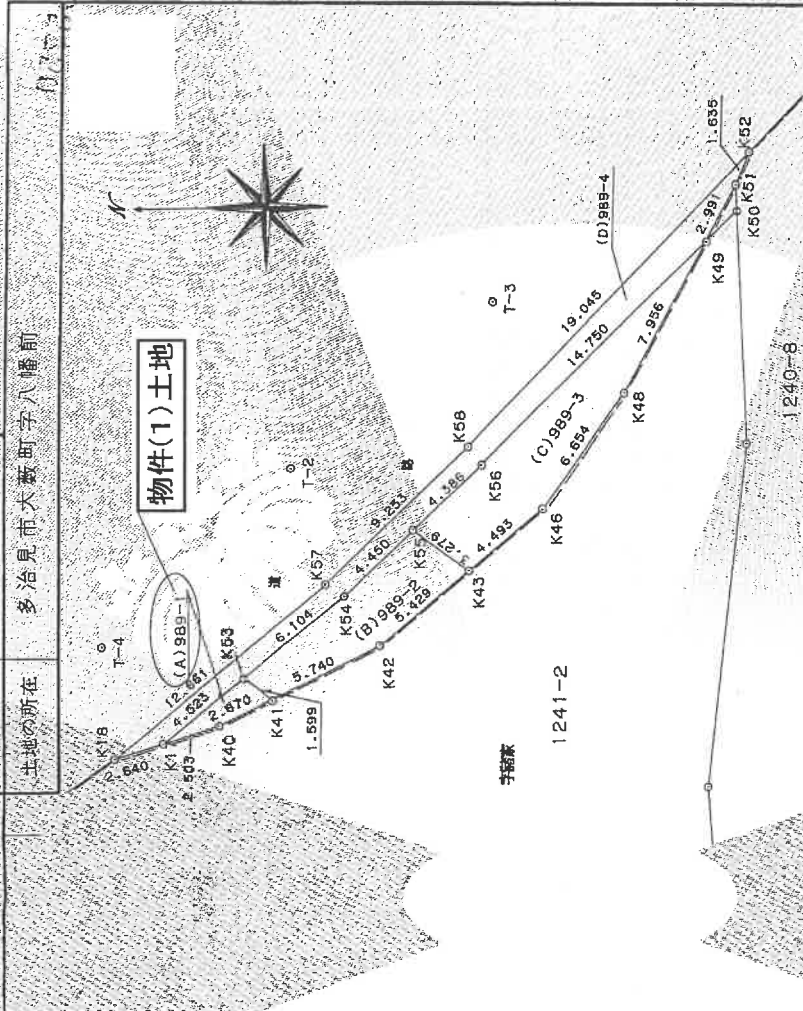
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(岐阜県地方記録局多治見支局管轄)
令和8年3月4日 岐阜県地方記録局

205751

前 989 後・新
地 番 989-1 ~ 989-4
土地の所在 多治見市大森町字八幡前

面積計算書(座標法)

(A) 989-1				
地番	X	Y	$Y_{n+1} - Y_n - 1$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_n - 1)$
K17	93.595	146.924	-2.101	-196.643095
K40	91.190	147.616	1.819	165.874610
K41	88.770	148.743	2.101	186.505770
K53	90.038	149.717	-1.819	-183.779122
倍面積				-8.041837
面積				4.0209185
(B) 989-2				
地番	X	Y	$Y_{n+1} - Y_n - 1$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_n - 1)$
K41	88.770	148.743	1.448	128.538960
K42	83.566	151.165	5.842	488.192572
K43	79.350	154.585	5.354	425.633400
K55	81.990	156.029	-1.098	-90.025020
K54	85.235	153.487	-6.812	-580.641266
K53	90.038	149.717	-4.744	-427.140272
倍面積				-55.441616
面積				27.720908
(C) 989-3				
地番	X	Y	$Y_{n+1} - Y_n - 1$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_n - 1)$
K43	79.350	154.585	0.887	70.383450
K46	75.861	157.416	8.307	630.177327
K48	72.081	162.882	12.470	898.850070
K49	68.288	169.886	-3.366	-229.789120
K56	78.788	159.527	-13.357	-1052.371316
K55	81.990	156.529	-4.942	-405.194580
倍面積				-87.944169
面積				43.9720845
(D) 989-4				
地番	X	Y	$Y_{n+1} - Y_n - 1$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_n - 1)$
K18	96.132	146.183	-7.100	-682.537200
K17	93.495	146.924	3.524	329.623780
K53	90.038	149.717	6.563	590.919394
K54	93.238	153.487	6.812	580.641266
K55	85.235	153.487	6.040	485.219600
K46	75.861	157.416	13.357	1052.371316
K49	68.288	169.886	12.988	886.320544
K51	65.652	172.515	4.087	273.264994
K52	63.121	173.973	-12.156	-803.765876
K58	78.439	160.359	-19.949	-1563.728511
K57	86.183	154.024	-14.186	-1220.869378
倍面積				-92.751191
面積				41.365905



A4版に縮小

境界線の種類	番号
コンクリート杭	K18, K51
プラスチック杭	K40, K42, K46, K48, K49, K53
金属板	T=2, T=3, T=4
金属プレート	K53, K55, K50
鋼管	K49, K44, K41, K17, K54, K56
ベッキン	K52

引張点座標値一覧表	X	Y
T=2	87.774	159.333
T=3	78.016	167.144
T=4	95.523	151.207

作製者	申請人	縮尺 1/250
-----	-----	----------

(岐阜県土地家屋調査士会印)

登記年月日：平成28年10月4日

前 1241-2 後・新 1241-2, 1241-14, 1241-18
1241-11, 1241-15, 1241-19
1241-12, 1241-16, 1241-20
1241-13, 1241-17, 1241-21

205830

① = (A)ないし(E), (J), (K)
② = (F)ないし(I), (L)

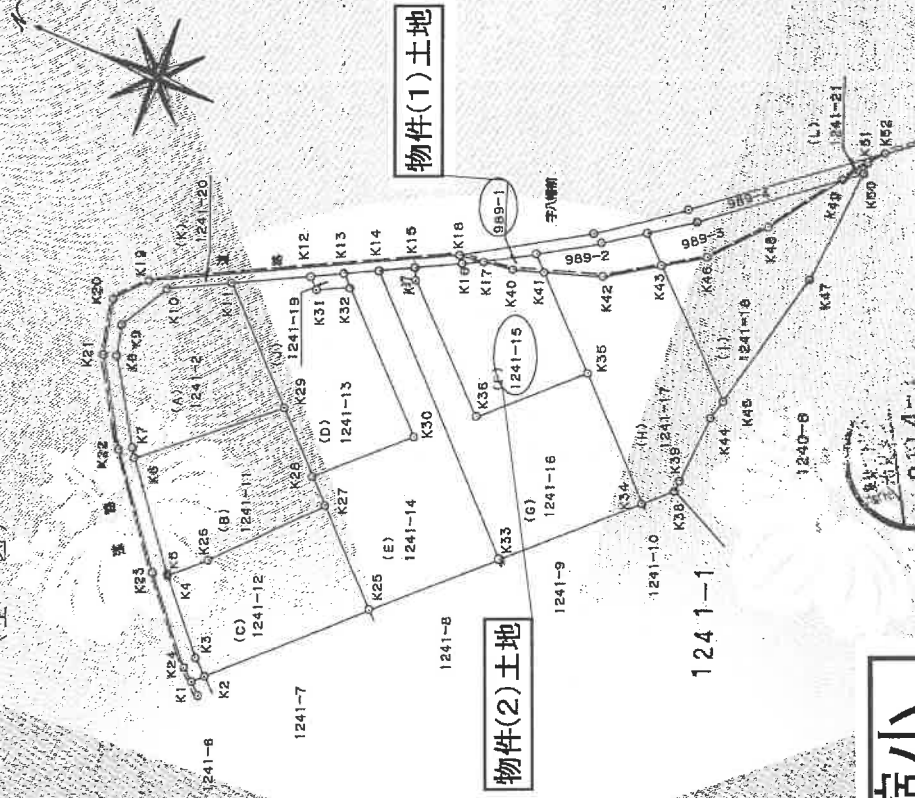
(A) ないし (L) の 合計 = 1743.790178

土地積測量

地番 1241-2, 1241-11
ないし 1241-21

土地の所在 多治見市大坂町字諸家

(全図)



A4版に縮小

810.4
処理

作製者 土地家屋調査士	申請人	縮尺 1/500
----------------	-----	-------------

(平成28年9月22日作成)

(岐阜県土地家屋調査士会印紙)

2000

 $(3/4)$

(附影印) 神皇正統記

地	基	Y	$Y_{n+1}-Y_n-1$	$(H) 1241-17$
解点	X			$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_n-1)$
K1	86.770	148.743	-14.750	-777.092580
K35	80.827	142.411	-8.654	-1167.641500
K34	69.894	134.243	-5.486	-383.439484
K38	67.698	136.956	3.598	243.577404
K39	67.764	137.847	7.584	513.846336
K44	59.163	141.529	6.363	570.047169
K45	67.907	146.204	10.076	684.636492
K43	79.350	154.385	4.961	393.655350
K42	83.966	151.166	-6.842	-489.192872
		偏面	偏面	410.403385
		面	面	205.2016625
				205.20 m

群	X	Y
T-2	97.774	159.333
T-3	78.016	107.144

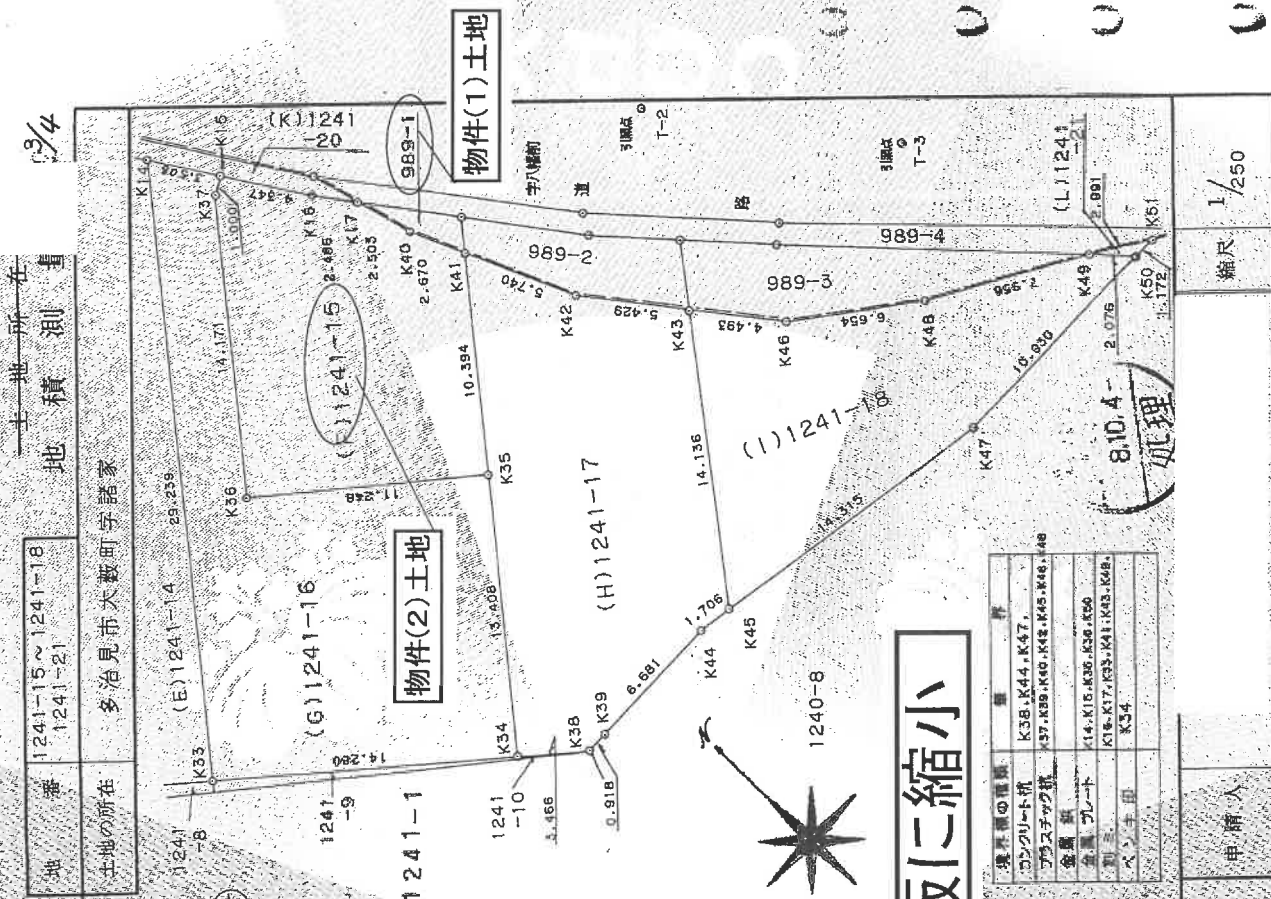
土地家屋調査士

(平成 8 年 9 月 24 日作製)

人 隨 申

(或) 草果地土產調查會士用(實)

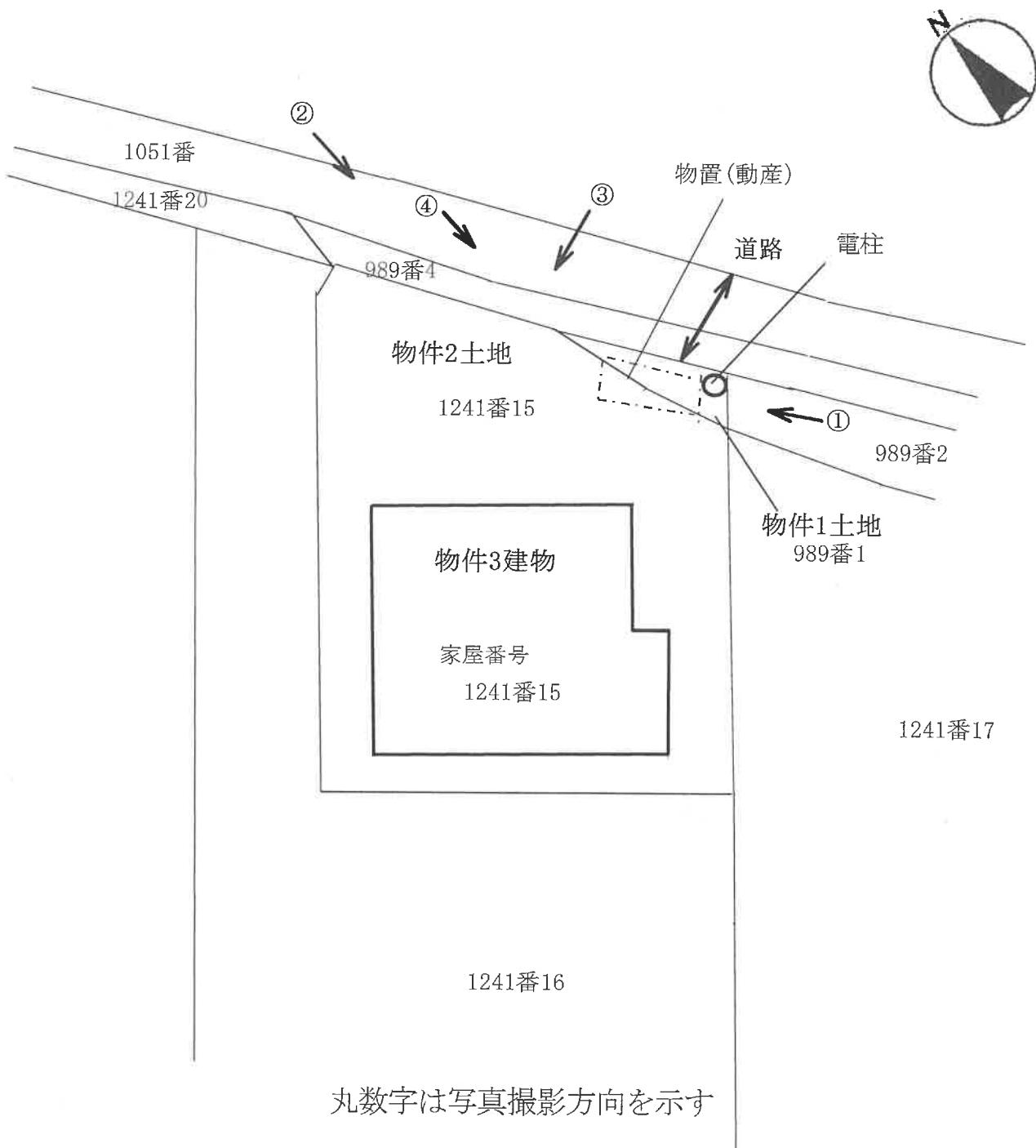
A4版に縮小



現存標の植物	科	種	群
コナグリーントナリ	K3B, K44, K47,		
ブラシチヤナ	K37, K39, K40, K42, K45, K48,		
金縷梅			
金縷 プレート	K14, K15, K36, K38, K50		
刺毛	K19, K17, K33, K41, K43, K48,		
ペン生印	K54		

土地建物位置関係図(概略)

(現況と異なる場合、現況、優先)



登記年月日：平成10年3月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(岐阜地方方法務局多治見支局管轄)
令和8年3月4日 岐阜地方方法務局 登記官

016487 各階平面図

家屋番号 1241-15

建物の所在 多治見市大藪町字諸家1241番地15

建物図面図

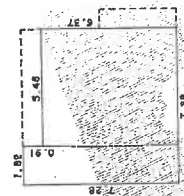
1 階



求積表

7.28 X 7.28	=	52.9984
3.64 X 0.81	=	3.3124
合計		56.3108
床面積		56.31 m ²

2 階



求積表

7.28 X 1.82	=	13.2496
6.37 X 5.46	=	34.7802
合計		48.0298
床面積		48.02 m ²

物件(1)土地

物件(2)土地

物件(3)建物

字八幡前

1051

道

1241-20~

989-4

989-2

1241-15

1241-17

1241-16



A4版に縮小

作製者 土地家屋調査士

平成10年3月6日作成

申請人

縮尺 1/250

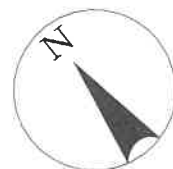
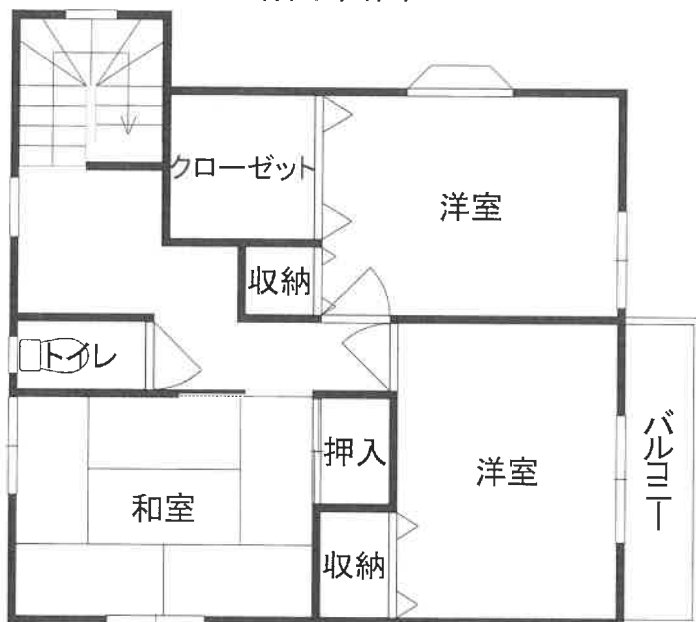
縮尺 1/500

(岐阜県土地家屋調査士会)

建物間取図(概略)

(現況と異なる場合、現況、優先)

二階平面図



一階平面図



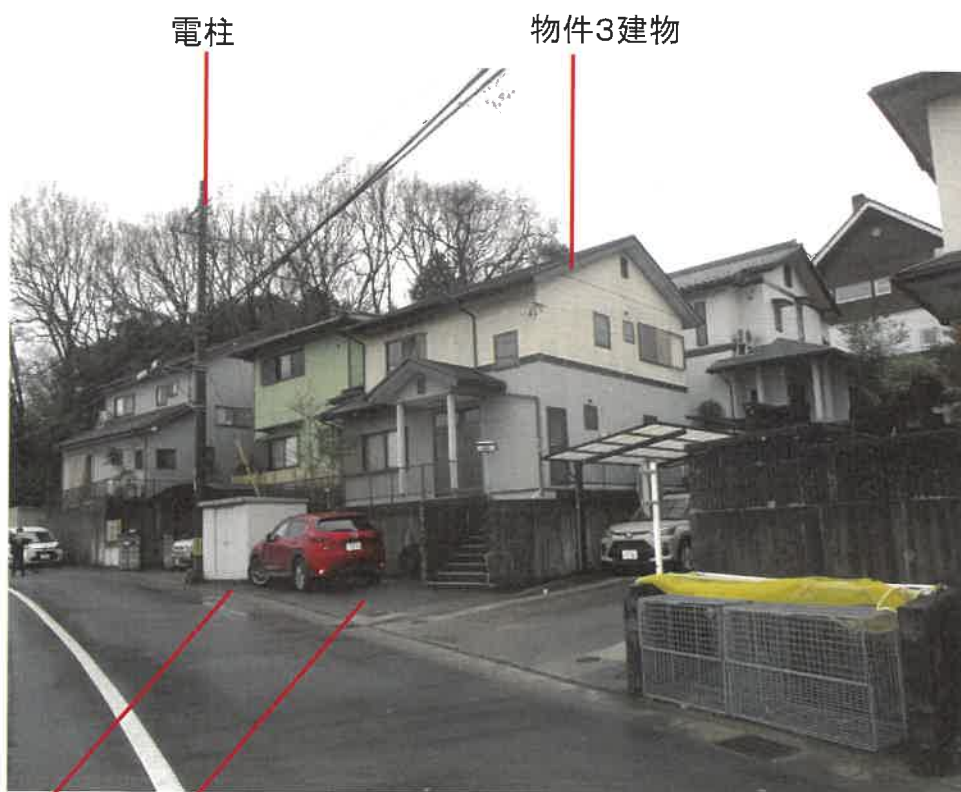


物件1土地

(南東方から撮影)



物件2土地



物件1土地

物件2土地

(北方から撮影)





物件1土地

物件2土地

(北東方から撮影)

↑
3



物件1土地

物件2土地

(北方から撮影)

↑
4